

ふくしの森ステーション 車いす“ちょい貸し”事業実施要領

令和元年8月21日付 常務理事決裁

- 実施主体 社会福祉法人飯能市社会福祉協議会
- 実施目的 傷害、疾病などにより、一時的に車いすの利用が必要な状態になった方を対象に、身近な地域で車いすを貸し出すことで、市民福祉の向上を目指す。また、車いすの貸し借りをきっかけに、コミュニティソーシャルワーカー及びふくしの森ステーションの存在を周知し、身近な相談相手としての認知度を高めることを目的とする。
- 貸出対象
1. 貸出対象は次のいずれかに該当する者等とする。
 - ① 飯能市に在住、在勤、在学で、一時的に車いすを必要とする者
 - ② 飯能市内に活動拠点を有し、活動の実施上、一時的に車いすが必要な機関、団体等
 - ③ その他、社会福祉法人飯能市社会福祉協議会会長が特に必要と認める者等
 2. 次のいずれかに該当する場合は貸出対象外とする。
 - ① 施設、病院へ入所、入院中の場合。ただし、一時帰宅時に自宅等において使用する場合を除く
 - ② 介護保険及びその他の福祉制度により、車いすの貸与、給付を受けられる場合
 - ③ 営業目的に車いすを使用する場合
- 貸出料金 無料
- 貸出期間 最長2カ月までとする。
- 設置場所及び台数 各ふくしの森ステーションに1台
- 利用方法
1. 車いすの借受希望者は、事前に当該ふくしの森ステーションに連絡し、借受予約をする。
 2. 車いすの借受希望者は、借受希望日に当該ふくしの森ステーションに来所し、車いす貸出申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、車いすを借り受ける。
 3. 利用者が車いすの返却予定日の延長を希望する場合は、車いす貸出申請書（様式第1号）を再提出する。この場合、貸出期間を越えて申請することはできない。
- 返 却
1. 利用者が車いすを返却しようとするときには、清掃したうえで返却する。
 2. 利用者が返却予定日前に返却しようとするときには、借り受けたふく

しの森ステーションへ連絡し、返却日を調整することとする。

- その他
1. 車いすの貸出期間の管理は、電子計算組織の端末機により行うものとする。

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

車いす貸出申請書

年 月 日

社会福祉法人飯能市社会福祉協議会
会長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

下記のとおり使用したいので、申請いたします。

| | | |
|-------|-------|--|
| 利 用 者 | 住 所 | <input type="checkbox"/> 申請者と同じ |
| | 氏 名 | <input type="checkbox"/> 申請者と同じ (才) |
| | 電話番号 | <input type="checkbox"/> 申請者と同じ |
| 利用期間 | 貸 出 日 | 年 月 日 |
| | 返却予定日 | 年 月 日 |
| 利用目的 | | |

《社会福祉協議会記載欄》

| | |
|-----------|--|
| 対応ステーション名 | |
|-----------|--|

《決裁欄》

| | | | | |
|---|----|----|-------|------|
| 係 | 主任 | 係長 | 事務局次長 | 事務局長 |
| | | | | |